

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 納税(納入)通知書を送付します

国民健康保険税の納税通知書と後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に郵送します。納付書での納付や口座振替(普通徴収)の第1期の納期限は7月31日(水)です。納期限内の納付をお願いします。

問合せ 国民健康保険課係(内線3452) / 各総合支所市民課(菅蒲・内線122 / 栗橋・内線215 / 鷺宮・内線127)

平成25年度国民健康保険税

区分	税率等	計算方法
医療給付費分	所得割額	7.0% 加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.07 (所得割率)
	均等割額(1人当たり)	29,000円 29,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	510,000円
後期高齢者支援金等分	所得割額	2.1% 加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.021 (所得割率)
	均等割額(1人当たり)	10,000円 10,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	140,000円
介護納付金分(40歳以上65歳未満の方)	所得割額	2.2% 加入者ごとに計算。{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.022 (所得割率)
	均等割額(1人当たり)	11,000円 11,000円 × 加入者人数
	賦課限度額	120,000円

1年間(12か月)の保険税額=医療給付費分の合計+後期高齢者支援金等分の合計+介護納付金分の合計

平成25年度後期高齢者医療保険料

区分	料率等	計算方法
所得割率	8.25%	{前年中の総所得金額等(退職所得を除く) - 33万円(基礎控除額)} × 0.0825 (所得割率) + 41,860円
均等割額(1人当たり)	41,860円	
賦課限度額	550,000円	

1年間(12か月)の保険料=所得割額+均等割額

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、年度途中で異動があった場合は月割計算となります。

保険税(料)はコンビニでも納められます

金融機関だけでなく、全国の主なコンビニエンスストアでも、曜日や時間を気にすることなく納付ができます。取扱店 納付書裏面に記載の店舗を利用してください。

注意 取扱期限(コンビニ利用期限)

を過ぎた場合や納付書にバーコードが印字されていない場合、現金以外(小切手等)で納付する場合など、コンビニエンスストアが利用できない場合は金融機関等で納付してください。

年金天引きから口座振替に変更できます

国民健康保険課または各総合支所市民課に次の書類を提出すると、保険税(料)の年金天引きを口座振替に変更できます。

必要書類 ①金融機関の受領印がある「口座振替依頼書」控への写し ②特別徴収中止依頼書

※7月31日(水)までに、必要書類を提出すれば、10月から年金天引きを中止することができます。

年金天引きおよび口座振替に関する注意

- 所得税や市・県民税の社会保険料控除は、年金天引きの場合は年金天引きされている方、口座振替の場合は口座主義人の方に適用されます。
- 年金天引きを中止して納付書で納め

することはできません。預金残高不足などが続くと再び年金天引きに戻る場合があります。介護保険料および市・県民税の年金天引きを中止することはできません。

解雇などによる離職者の国保税を軽減します

勤務先の倒産・解雇などにより離職し、かつ雇用保険を受給している方を対象に、国民健康保険税を軽減します。雇用保険受給資格者証を持参の上、国民健康保険課または各総合支所市民課で手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方へ

国民健康保険税を口座振替で納めていた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合、それまでの口座振替登録情報は、後期高齢者医療保険料に引き継がれません。後期高齢者医療保険料を口座振替で納付したい場合は、再度「口座振替依頼書」を金融機関等へ提出してください。

他の健康保険に加入された方へ

国民健康保険脱退の手続きをしていない場合は、保険税が計算されていきますので、速やかに届け出をしてください。届け出には、新しく取得した保険証と、国民健康保険の保険証が必要です。